

長 第 4 3 9 号
令和 2 年 4 月 2 2 日

関係社会福祉施設等の長 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る関係者への適切な対応について

平素より、県の高齢者福祉行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

また、県内で新型コロナウイルス感染症の感染者が連日発生する中、感染防止を徹底され、介護サービスの提供を行っていただいている介護事業者の皆様のご尽力に、厚くお礼申し上げます。

さて、県による新型コロナウイルス感染症対策として、14日に「福井県緊急事態宣言」の発出とともに「県民行動指針」を改定し、広く県民に外出自粛を呼びかけるなど、感染防止拡大への対策を講じているところです。

一方、感染者、濃厚接触者、コロナウイルスに感染していない一般の入院患者等に対して、様々な場面で、誤解や偏見に基づく不適切な対応がなされているとの声が増加しています。

このことについて、事業者の皆様には、感染防止対策を徹底いただく中で、日ごろより利用者・家族との連絡を密にして情報交換を行い、適切なサービスの提供に努めていただくようお願いいたします。

また、医療機関との連携も密にし、新型コロナウイルス感染患者の受入病院においては、患者受入に際し十分な感染予防策を講じ、一般患者（コロナ感染症とは関係のない患者）への感染防止に十分配慮していることにもご理解いただき、新型コロナウイルス感染患者の受入病院に入院していたことのみを理由に、一般患者に対する退院後の介護サービス提供を拒むことのないようお願いいたします。